

# ファミリー・サポート・センター**利用料減免**制度が始まります！

経済的に困りの家庭や、ひとり親家庭等の経済的負担軽減を図るため、令和2年4月1日からファミリー・サポート・センターの利用料の減免を行います。

【対象】 生活保護受給世帯  
児童扶養手当受給世帯  
就学援助受給世帯



【減免額】 1時間あたり利用料のうち200円を減免  
※2人目以降の同時預かりの子どもの場合は、1人1時間あたり100円を減免

【申請方法と流れ】 事前に申請が必要です。

ファミリー・サポート・センター利用料減免申請書（様式8号）に申請理由に該当することを証明する書類（写し）を添えて提出してください。

生活保護受給世帯・・・被保護者証明書  
児童扶養手当受給世帯・・・児童扶養手当証書  
就学援助受給世帯・・・就学援助認定通知

※就学援助制度について  
就学援助制度申請中の場合、利用料減免申請を受け付けます。申請から承認決定までの減免措置については、就学援助が認定された後、差額を返金することとします。

燕市教育委員会において書類の審査を行います。  
承認（不承認）通知書を送付します。

不承認

【不承認の場合】  
減免を受けることはできません。

承認

ファミリー・サポート・センターを利用後、利用料のうち1時間あたり200円減免した金額を提供会員へ支払ってください。  
※ただし2人目以降の同時預かりの子どもの場合は、1人1時間あたり100円を減免

（例） 学校から帰宅後のお子さんの預かりを16：00から18：00までお願いした場合

依頼会員



減免申請済  
児童扶養手当受給世帯

通常  
 $500円 \times 2時間 = 1000円$

減免制度利用の場合  
 $300円 \times 2時間 = 600円$

1時間あたり  
200円を減免

提供会員



提供会員さんへ  
1時間あたり400円を市が助成します。

【申請書の提出・お問合せ】 燕市役所子育て支援課（14番窓口）  
TEL : 0256-77-8225